

## 都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は 管理する事業者を行う管 理業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
東京都 居住支援協議会	2014年 6月 25日	住宅政策本部民 間住宅部長 福祉保健局総務 部企画担当部長	東京都の指定を受けた 居住支援法人 全法人 (参加意向に係る回答 のあった49法人)	(公社)東京都宅地建物 取引業協会 (公社)全日本不動産協 会 東京都本部	(公社)東京共同住宅協 会 (NPO)日本地主家主 協会 (公財)日本賃貸住宅 管理協会(※居住支援 法人指定団体) (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(一財)高齢者住宅財団 (社福)東京都社会福祉 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター	41区市(※年 度初めに都内 区市町村にオ ブザーバー参 加意向調査を 実施)	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の収集及び提供その他の区市町村の居住支援協議会の活動の支援に関する事 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関する事 3 その他目的達成のために必要な事	住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課 企画調整担当	・居住支援に係る学識経験者の講演、活動事例発表等のセミナー開催(区市町村向け、居住支援・不動産関係向け) ・賃貸住宅オーナー向けSN住宅登録促進チラシの作成・配布 ・区市町村での居住支援協議会設立促進・活動支援に向けた相談、上記以外の情報提供(国の補助金申請にかかる情報提供を含む)など ・セーフティネット住宅登録促進のための登録支援業務委託 ・区市町村居住支援協議会の活動活性化等に係る業務委託(住宅と福祉の効果的な連携施策に係る相談事例集作成) ・居住支援協議会運営に係る業務委託 ・都内区市町村居住支援協議会活動支援補助金交付事業	・地域の住宅確保要配慮者に対してきめ細かな支援を行うためには、区市町村の住宅・福祉行政と居住支援に係る民間の関係団体が連携して取り組むことが非常に重要である中、連携の実例が増えつつある。 ・広域的な立場として区市町村協議会の設立促進及び活動支援を行うことを目的に、都の居住支援協議会を設立。 ・都内居住支援協議会の設立(30区市)が進み、新たな目標(2030年度までに人口カバー率95%以上)を据えるとともに、既存協議会の活動活性化が必要。 ・構成員が増え、会の運営・準備に工夫が必要であるほか情報発信・情報共有の機会をどのように確保するか検討が必要	(例1)区市(住宅部局、福祉部局)の事業:〇〇 〇住まい探し相談事業 ※区市の通常業務として相談を受けている場合、「〇〇課(事務局)が通常業務の中で住まい相談を受付」等と記載 (例2)居住支援協議会の事業:〇〇事業(〇〇への委託により実施)	(例1)常設の相談窓口を区役所・市役所に設置 (例2)〇〇不動産団体や福祉部局と連携し、〇〇相談会として年に〇回実施 (例3)〇年〇月〇日に〇〇団体と協定締結し、団体所属の不動産店で住まい探しの相談できる体制を構築 ※〇〇区市協力店登録制度(登録数 〇〇箇所、令和〇年〇月未現在) ⇒ 相談の実施頻度も記載(常設(常時)、週1回、不定期等)	(例1)区市のホームページに掲載、 (例2)定期的に発行する広報紙で案内、 (例3)案内チラシを窓口や構成員、不動産店に配布し備え付け	(例1)窓口にお問い合わせがあった場合に、お住いの近所の協力不動産店を紹介。 (例2)地域の登録協力不動産店 〇〇店、ホームページで一覧表を公開するとともに独自ホームページを店頭に貼付し住まいの相談ができる環境を作っている。 (例3)区内市内居住者を対象としており、区市外からの相談に対応できない点が課題であるが、都指定の居住支援法人を紹介している。	(例1)住宅を探している相談者が、近所の協力不動産店に気軽に相談できる。区市外に居住する方からの問い合わせに対応できない点が課題。 (例2)相談対応の内容を行政と不動産団体で情報共有し、定期的な打ち合わせで改善を図っている。 (例3)区内市内居住者を対象としており、区市外からの相談に対応できない点が課題であるが、都指定の居住支援法人を紹介している。
千代田区 居住支援協議会	2016年7月	保健福祉部福祉 政策担当課長 保健福祉部在宅 支援課長 環境まちづくり部 住宅課長	ホームネット株式会社 (公財)日本賃貸住宅 管理協会 (一社)全国保証機構	(公社)東京都宅地建物 取引業協会千代田 区中央支部 (公社)全日本不動産 協会千代田支部	(学識経験者)東洋大学 福祉社会デザイン学部教 授 (社福)千代田区社会福 祉協議会 地域包括支援センター	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報等の共有 2 住宅確保要配慮者の円滑な入居及び安心居住の支援並びに貸主及び民間賃貸住宅を管理する事業者等への不安軽減等のための支援方法の協議 3 住宅確保要配慮者への居住支援の実施及び各機関の連携に関する協議 4 その他、設置目的を達成するために必要な事項の協議	保健福祉部 福祉総務課	・居住支援協議会開催	・他自治体と比較し、「住宅の供給量が少ない」「家賃が高額である」といった地域特性が支援策検討の足かせとなっている。 ・住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者への効果的な居住支援の推進を図るため設立	区内各相談窓口(住まいの相談に限らない)にて、住まいの相談があった際にはヒアリングシートを記入。協議会事務局(福祉総務課)にて取りまとめの上、協力不動産店へマッチングを依頼する体制を構築している。	不動産関係事業者へちらし配布、セミナーの実施。区民向けのチラシを作成し、今後窓口にて配布。	高齢者総合サポートセンター相談センター/地域包括支援センター麹町、神田/社会福祉協議会/区役所窓口(住宅課、福祉総務課)	これまで潜在的だったケースが、不動産へつながるようになってきている。区内物件の居住ハードルが高く、成約につながるケースが限られている。		
新宿区 居住支援協議会	2020年2月	地域振興部多文化共生推進課長 福祉部地域福祉課長 福祉部障害者福祉課長 福祉部地域包括ケア推進課長 福祉部高齢者支援課長 福祉部介護保険課長 福祉部生活福祉課長 福祉部保護担当課長 子ども家庭部子ども家庭課長 子ども家庭部男女共同参画課長 都市計画部住宅課長	ホームネット株式会社	(公社)東京都宅地建物 取引業協会新宿区 支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部新宿 支部	(NPO)日本地主家主 協会 新宿区民生委員・児童 委員協議会 ケアマネット新宿 新宿区介護サービス事 業者協議会 新宿区高齢者総合相 談センター (社福)新宿区社会福祉 事業団 (社福)新宿区社会福祉 協議会 新宿区障害者団体連絡 協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供や支援に関する事 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事 3 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関する事 4 その他目的達成のために必要な事項に関する事	新宿区 都市計画部 住宅課	居住支援協議会の運営	1 設立当初の課題 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への受け入れについては、区内で、特に単身高齢者に対して、賃貸人の拒否感が強く、住み替え相談でも成約に至る事例は少ない。 2 設立経緯 上記の課題に対応するためには、区と関係団体で居住支援について、情報共有と連携体制の強化が必要 3 協議会の設立 令和2年2月に設立	新宿区(住宅部局)の事業:住宅相談事業 居住支援協議会の事業:なし	区のホームページ、広報紙、くらしのガイド、住宅ガイド等に掲載。案内チラシを窓口で配布。	窓口での住宅相談は予約制のため、お急ぎの方や区役所まで来れない方には住み替え促進協力店を案内している。	高齢者等で町の不動産店を回っても中々部屋が見つからない人の相談が多く、これらの人たちの助けとなっている。それでも見つからず、相談を重ねる人がいる点が課題である。		

## 都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は 管理する事業を行う管 理業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経 験者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
文京区 居住支援協議会	2017年7月	福祉部長 福祉部地域包括ケ ア推進担当部長 福祉部福祉政策 課長 福祉部高齢福祉 課長 福祉部地域包括ケ ア推進担当課長 福祉部障害福祉 課長 福祉部生活福祉 課長 子ども家庭部子育 て支援課長 保健衛生部予防 対策課長 都市計画部住環 境課長 都市計画部建築 指導課長	-	(公社)東京都宅建物 取引業協会文京区支 部  (公社)全日本不動産 協会東京都本部豊島文 京支部	(NPO)日本地主家主 協会	(一財)高齢者住宅財団  (社福)文京区社会福祉 協議会  (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター  (一社)全国保証機構  文京区民生委員・児童委 員協議会  文京区障害者基幹相談 支援センター  地域包括支援センター	東京都	要綱設置	福祉部 福祉政策課 福祉住宅係	・居住支援協議会の運営	・行政、不動産関係団体、居 住支援団体等が連携し、住 宅確保要配慮者の民間賃貸 住宅への円滑な入居を促進 するための情報等を関係者 間で共有するために設置し た。  ・それぞれ連携を図りながら 高齢者等の住宅に対する課 題を整理し、今後の方向性 について協議し、さらなる支 援や事業等を推進していくこ とが課題である。	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	
台東区 居住支援協議会	2019年1月	福祉部長 都市づくり部長	-	(公社)東京都宅建物 取引業協会台東区 支部  (公社)全日本不動産 協会東京都本部城東 第二支部	-	台東区民生委員・児童委 員協議会  (一社)全国保証機構  (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター  (社福)台東区社会福祉 協議会	-	要綱設置	都市づくり部 住宅課 居住支援担当	・居住支援協議会、同専門部 会の開催 ・住宅確保要配慮者向けの入居 相談	・設立前から、住宅確保要配 慮者の支援は区の各部署で 行っていたが、住宅の確保 が難しく、福祉関係部署や 各種団体等と連携し、支援 を行う必要があるため、協議 会を設置した。 ・庁内及び外部団体との連 携強化、ネットワーク構築が 今後の課題。 ・住宅確保要配慮者向けの 物件確保が課題。	区(住宅課)の事業・住宅 確保要配慮者向けの入 居相談窓口	・常設の相談窓口を区役 所に設置。  ・区内の不動産関係団体 と連携し、住まい探しの 相談ができる体制を構築。  ・案内チラシを庁内関係 課、関係機関(高齢者施 設、福祉施設等窓口)に 配布し備え付け。	・区ホームページ及び区 広報紙への掲載。  ・区内の不動産関係団体 と連携し、住まい探しの 相談ができる体制を構築。  ・案内チラシを庁内関係 課、関係機関(高齢者施 設、福祉施設等窓口)に 配布し備え付け。	・区住宅課窓口で開庁時 は常時相談を受け付け、 区内の協力不動産店に 物件を照会。該当する物 件が見つかった場合に、 相談者に紹介。	・住宅確保要配慮者向け の物件を確保することが 課題であるが、相談窓口 を通じて住宅確保に結び 付いた案件もあり、一定 の効果が見られた。  ・家賃相場及び相談者の 所得の関係から、区内で の物件確保に課題があ る。	
江東区 居住支援協議会	2011年9月	・東京都 (出席者:住宅政策 本部住宅企画部 企画経理課住宅 施策専門課長) ・福祉部長 ・福祉部長 長寿応援 課長 ・福祉部 地域ケア 推進課長 ・障害福祉部長 ・障害福祉部 障害 者施策課 ・障害福祉部 障害 者支援課長 ・生活支援部長 ・生活支援部 保護 第一課長 ・こども未来部長 ・こども未来部 こ ども家庭支援課長 ・都市整備部長 ・都市整備部 住宅 課長	-	(公社)東京都宅建物 取引業協会江東区 支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部城東 第二支部	・東京都住宅供給公社 ・UR都市機構	江東区社会福祉協議会	-	会則設置	都市整備部 住宅課	・「民間賃貸住宅空き室情報提 供サービス」事業の実施  ・障害者への単身生活サポート 事業の実施	・事務方が必要性を鑑み体 制構築を進めたことがきっ かけ。 ・江東区住宅マスタープラン (H22.3)において形成を明 示し、先進事例(愛知県、福 岡市)の調査研究、庁内調 整会議などを通じて検討。 ・従前の高齢者民間賃貸住 宅あっせん事業の実績が低 迷していたことから、民間事 業者団体(宅建、全日)の協 力のもと、区役所内に住宅 相談窓口を設置し、官民連 携によるあっせん実績増を 目論んだ。	江東区(住宅部局)の事 業:お部屋探しサポート 事業	・平成24年5月7日に(公 社)東京都宅建物取 引業協会江東区支部、 (公社)全日本不動産協 会東京都本部城東第 二支部と協定を締結。各不 動産団体と連携し、区役 所でお部屋探しの相談 会として毎週火曜日実 施。また、各団体所属の 不動産店で住まい探し の相談をできる体制を構 築。 ※江東区協力不動産店 登録制度(登録数 41箇 所、令和4年4月末現在)	・区のホームページに掲載 ・定期的に発行する広報 紙で案内 ・案内チラシを窓口や不 動産店に配布し備え付 け	・窓口や電話で問い合わせ があった場合に、お部 屋探しの相談会や協力 不動産店を紹介。 ・地域の登録協力不動産 店(41店)をホームペー ジで一覧表を公開すると ともに独自マークを店頭 に貼付し住まいの相談が できる環境を作ってい る。	・相談者の希望と実際の 物件の家賃等の乖離 ・住宅確保要配慮者の入 居困難 ・住宅部局と福祉部局との 連携	

## 都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は 管理する事業を行う管 理業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、 <u>学識経験 者等</u>							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
品川区 居住支援協議会	2020年2月	-	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会品川区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部城南支部	-	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況および民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有に関すること。 2 住宅確保要配慮者に対する円滑な入居および安心して住み続けられるための支援に関すること。 3 関係機関の連携に関すること。 4 その他区長が必要と認める事項。	都市環境部 住宅課 空き家対策担当	・協議会運営支援として、課題整理や方向性等の資料作成のほか、セミナー等事業の周知資料作成等の委託を行う。 ・居住支援協議会の開催、居住支援セミナーの開催 ・ご自身で住まい探しをすることが困難な高齢者等を対象に、不動産事業者と連携した民間賃貸住宅あつ旋を行う。この仕組みを利用し入居に至れば賃貸住宅オーナーと不動産事業者に対して協力金を支払う	区内の住宅確保要配慮者の状況及び課題の把握 一元的な相談窓口の設置	住宅確保要配慮者入居促進事業(住宅課)	相談窓口(対象者を所管する部署) ・高齢者:高齢者地域支援課 ・ひとり親:子育て応援課 ・障害者:障害者支援課 ・低額所得者:品川区暮らししごと応援センター	・区のホームページに掲載 ・案内チラシを窓口にて配布	相談窓口(対象者を所管する部署) ・高齢者:高齢者地域支援課 ・ひとり親:子育て応援課 ・障害者:障害者支援課 ・低額所得者:品川区暮らししごと応援センター	・要配慮者の入居につながっている。 ・住宅部局と福祉部局との連携	
目黒区 居住支援協議会	2022年5月	-	-	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 目黒区支部 公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 城南支部	(NPO)日本地主家主協会 学識経験者(大学名誉教授、教授) (社)目黒区社会福祉協議会 目黒区民生児童委員協議会 (NPO)ハートフル翔 目黒区地域包括支援センター	-	要綱設置	(1) 居住支援施策に係る意見及び検証に関すること。 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居促進及び居住の安定に関すること。 (3) 居住支援施策に係る関係機関との連携及び情報共有に関すること。 (4) 入居促進及び居住の安定に係る周知及び啓発に関すること。 (5) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。	健康福祉部 福祉総合課	コロナ禍において、住まいの確保や就労等の複合的な課題を抱える相談が増加した。また、地域包括ケアシステムの理念を踏まえ、安定的な居住支援を行う体制が必要であった。 地域福祉団体、不動産団体、行政が一体となって住宅確保要配慮者の居住支援に関する必要な支援策について専門的な協議の場として、居住支援協議会を設立した。	健康福祉部福祉総合課	【直営】 「福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)のうち、くらしの相談係(自立相談支援機関)が生活相談と一体的に住まいの相談支援を行うことで、ワンストップ型の相談支援体制を実施。 【委託】 必要に応じて、物件探しのための同行支援、契約時の立会い及び転居支援等を委託事業で実施。	下記広報にて周知 ・区ホームページ ・令和4年4月1日号区報 ・福祉の総合相談窓口リーフレット ・啓発用リーフレット「目黒区居住支援のしおり」	区役所福祉総合課 福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)1か所	①住まいに関する複合的な相談窓口を明確にした。 ②国が2025年を目途に目指している住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実施に向け、福祉部局と住宅部局、地域福祉団体と不動産団体等による一体的な取り組みを開始した。		
大田区 居住支援協議会	2019年9月	(NPO)市民福祉団体全国協議会	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会大田区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部城南支部	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 (一社)全国保証機構 (福)有隣協会 (福)大田区社会福祉協議会 (株)大田まちづくり公社	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び安心居住の支援に関すること。 (2) 貸主及び民間賃貸住宅を管理する事業者を行う者への不安軽減等のための支援に関すること。 (3) 住宅確保要配慮者への居住支援のための関係機関相互の連携に関すること。 (4) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の推進を目的とする啓発活動に関すること。 (5) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報等の共有に関すること。 (6) その他設置目的を達成するために必要な事項	まちづくり推進部 建築調整課 住宅担当 福祉部 福祉管理課 調整担当	住宅確保要配慮者向け居住支援施策の冊子作成 住宅確保要配慮者向け相談対応 (住宅探しの支援や協力不動産店リスト等の情報提供) 居住支援に関するセミナーや研修会の開催	【設立経緯】 設立前から高齢者など賃貸住宅への入居が困難な住宅確保要配慮者の支援を行っていたが、住宅セーフティネット法の改正に伴い、関係団体等と連携し、住宅確保要配慮者への支援体制を構築することが求められたため設立することとなった。 【当初課題】 ・家主の不安を解消し、住宅確保要配慮者の入居を可能にするための事業を検討する(新たな見守りサービスの導入など)。 【現在の課題】 ・家主、不動産事業者に対する啓発、協力依頼および支援等のあり方について ・居住支援に係る住宅部局と福祉部局の連携強化 ・居住支援に係る支援団体の維持と開拓	住宅部局の事業:住宅確保支援事業(居住支援協議会に位置付け) 福祉部局の事業:生活支援付すまい確保事業(高齢者世帯のみ)	令和元年度より、(株)大田まちづくり公社に窓口業務を委託し、常設の相談窓口を区役所に設置 不動産関係団体と協定締結し、団体所属の不動産店で住まい探しの相談に応じられる協力店のリストを作成 ※大田区協力不動産店リスト登録(登録数 87店舗、令和5年3月末現在)	区のホームページに掲載 区報及び区設掲示板で案内 冊子、ガイドブック、チラシ等を窓口を設置するとともに構成員、不動産関係団体、居住支援団体や関係各課等に配布している。	窓口で対象者の相談に応じ助言を行うとともに、協力不動産店リストの提供を行っている。 協力不動産店の一覧表をホームページで公開 協力不動産店ステッカーを店頭に掲付してもらい、周知を図っている。	相談者の希望条件と実態との乖離があることから、協力店であっても断られるケースが多い 相談対応に時間や手間がかかることから、協力不動産店への登録辞退の申し出が出ていることが課題 住宅相談にとどまらず、生活全般にわたる相談が寄せられるため、各関係機関との円滑な連携が課題	

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は 管理する事業を行う管 理業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、 <u>学識経験 者等</u>							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
世田谷区 居住支援協議会	2017年3月	都市整備政策部長 保健福祉政策部長 都市整備政策部 居住支援課長 住宅管理課長 北沢保健福祉セン ター 生活支援課 長 健康づくり課長 玉川保健福祉セン ター 保健福祉課 長 砧保健福祉セン ター 子ども家庭支 援課長 政策経営部 政策 企画課長 保健福祉政策部 保健福祉政策課 長 生活福祉課長 高齢福祉部 高齢 福祉課長 介護予防・地域支 援課長 障害福祉部 障害 者地域生活課長 障害保健福祉課 長 子ども・若者部 子 ども家庭課長	ホームネット株式会社 株式会社ケアプロ デュース (NPO)せたがや福祉 サポートセンター 生活クラブ生活協同組 合 (社福)大三島育徳会 インケアフィット株式会 社	(公社)東京都宅地建 物取引業協会世田谷 区支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部世田 谷支部	(NPO)日本地主家主 協会	(社福)世田谷区社会福 祉協議会 (一財)世田谷トラストま ちづくり	-	要綱	都市整備政策部 居住支援課 保健福祉政策部 保健福祉政策課 (一財)世田谷トラスト まちづくり 地域共生まちづくり課	・居住支援協議会セミナーの講 師謝礼費等 ・パンフレットの印刷 ・その他、会議費	居住者に自立した生活が必要 だと考える民間賃貸住宅 業界と、住み慣れた地域で 継続した住まいを求める住 宅確保要配慮者を支える福 祉関係者等の共通理解が不 十分である。 高齢者や障害者等が住み 慣れた場所で住まいを確保 しづらいといった現状や、家 財整理等、大家が抱える不 安要素から空き室を所有し ているにも関わらず物件の 提供を控えるといった課題の 共有。 居住支援法人を活用し、入 居支援や生活支援の促進に 向けた連携を行っていく。	(住宅部局の事業) 区の住まいサポートセン ター事業のうち、お部屋 探しサポートを実施	区の外郭団体である(一 財)世田谷トラストまちづ くりに事業を委託。 不動産団体2団体と連携 し、区内の民間賃貸住宅 の空き室情報を提供する サービスを対面式で行 う。 区内5ヶ所の地域で相談 窓口を展開。	区のホームページに掲 載、区の広報紙で案内、 案内チラシを窓口で配 布・備え付け	住まいサポートセンター に問合せがあった際に、 下記の相談窓口開設日 の午後1～4時を案内・ 予約。 ①居住支援課(本庁舎) 毎月毎週木曜日 ②各総合支所 毎月第1～第4火・金曜 日	・(効果) ・対面式による相談を、 住まいサポートセンター のスタッフが寄り添いなが ら実施することにより、高 齢者等の相談者の不安 感を軽減。 ・相談者と不動産団体と の関係性を構築し、窓口 終了後も継続した相談が できる状況の整備。 ・(課題) ・区不動産市場の情勢か ら、相談時間内に相談者 の希望に沿う物件の提供 をすることが難しい。 ・情報提供件数や物件 成約率の向上。	
渋谷区 居住支援協議会	2023年2月	都市整備部長 福祉部長 子ども家庭部 子育てネウボラ担 当部長 都市整備部 住宅政策課長 福祉部 管理課長 高齢者福祉課長 障がい者福祉課長 生活福祉課長	ホームネット株式会社 株式会社Casa	(公社)東京都宅地建 物取引業協会渋谷区 支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部渋谷 支部	-	(学識経験者) 日本社会事業大学大学 院福祉マネジメント研究科 教授 株式会社 住宅・都市問 題研究所 (社福)渋谷区社会福祉 協議会 (社福)渋谷区社会福祉 事業団 (NPO)ばれっと	-	要綱設置	都市整備部 住宅政策課 居住支援係	・居住支援協議会の開催 ・居住支援セミナーの開催	立退きなど様々な理由によ り、区内で入居先が見つけ られない高齢者世帯等の住宅 確保要配慮者に対して、各 部局が協力・連携して、民間 賃貸住宅への円滑な入居の 促進を図るための課題検討 や情報共有を行う場として設 立	住宅政策課 居住支援係	・常設の相談窓口を住宅 政策課にて実施 ・渋谷区高齢者等民間 賃貸住宅入居支援事業 協会会員名簿(登録数 46店舗、令和5年4月3日 現在) ・民間賃貸住宅への入居 が困難な住宅確保要配 慮者について、協定を締 結した居住支援法人が 物件探しから契約締結ま での同行支援を実施 ・福祉部局で受けた住ま いに関する相談案件を 住宅部局で引継ぎ、支 援・相談の実施	協力不動産店の名簿を 区HPで公開、窓口で配 布	・住宅政策課居住支援 係窓口1箇所 ・協力不動産店の名簿を 区HPで公開、窓口で配 布	・協力不動産店名簿によ り、どこの不動産店に相 談しているか不明な相談 者にとって不動産店選び の目安になる。 ・住宅部局・福祉部局で 連携して相談を受けるこ とで、様々な支援や窓口 に繋げることができる。	

## 都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は 管理する事業を行う管 理業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、 <u>学識経験 者等</u>							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
中野区 居住支援協議会	2021年3月	都市基盤部住宅課長 地域支えあい推進部地域活動推進課長 地域支えあい推進部地域包括ケア推進課長 地域支えあい推進部南部すこやか福祉センター担当課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部生活援護課長 子ども教育部子育て支援課長	ホームネット株式会社 一般社団法人ささえる手	(公社)東京都宅地建物取引業協会中野区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部	-	-	社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 中野区民生児童委員協議会 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所 地域生活支援センターせせらぎ	会則設置	都市基盤部住宅課	・総会及び事業運営部会の開催、運営等 ・関連団体との共催による定期合同相談会の開催 ・各種セミナー、勉強会の開催 ・ホームページ運用管理 ・タブレットを活用した相談支援 ・パンフレット作成	・住宅部門と福祉部門の居住支援に関する情報共有と相互理解の促進による連携強化 ・住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅のオーナーの双方に対する情報提供と適切な支援の実施	居住支援協議会の事業、各構成団体との共催による定期合同相談会事業	年3回程度、居住支援協議会の構成団体(住宅部門・福祉部門)との共催で、定期合同相談会を開催することにより区民からの様々な相談を受ける機会を設ける。	・区報に掲載 ・案内チラシ、ポスターを窓口や構成団体、庁内関係各所管に配布し備え付ける。	・窓口に問い合わせがあった場合に、住まいの近隣の協力不動産店を紹介。 ・協力不動産店の所在地をホームページで公開。 ・中野区居住支援協議会ステッカーを協力不動産店頭及び構成団体窓口に貼付し住まいの相談ができる環境を作っている。	・住宅を探している相談者が、近隣の協力不動産店に気軽に相談できる。 ・住宅部門・福祉部門で連携して相談を受けることで、様々な支援や窓口に繋げることができる。	
杉並区 居住支援協議会	2016年11月	保健福祉部長 都市整備部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会杉並区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部中野・杉並支部	-	(学識経験者) 横浜国立大学大学院教授 (公社)東京都不動産鑑定士協会 (社福)杉並区社会福祉協議会 (NPO)CBすぎなみプラス	会則設置	保健福祉部管理課長 都市整備部住宅課長 保健福祉部管理課庶務係長 都市整備部住宅課管理係長 都市整備部住宅課空家対策係長 都市整備部住宅課管理係主査	・居住支援協議会運営 ・高齢者等アパートあっせん事業 仲介手数料助成 ・高齢者等入居支援事業費 家賃等債務保証料助成 見守りサービス 葬儀の実施 残存家財等撤去 ・高齢者等賃貸住宅改修助成事業 ・賃貸住宅供給促進事業(モデル事業)	住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居の促進及び民間賃貸住宅の供給の促進に関する必要な措置について協議することにより、杉並区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与する。	居住支援協議会の事業	平成29年4月1日公益社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並区支部、平成29年7月公益社団法人全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部と協定締結し、団体所属の不動産店に対して希望条件の物件の照会をできる体制を構築	・区及び区居住支援協議会のホームページに掲載 ・案内チラシを窓口に備え付け	区住宅課窓口で開庁時は常時相談を受け付け、窓口で申請があった場合に、協定締結団体に希望物件の条件を伝え、あっせんを依頼し、加盟不動産にて条件合致した物件を紹介。	住宅を探している相談者が、加盟不動産にて条件合致物件があれば、不動産を複数回らなくても希望の物件を探すことができる。 相談者に緊急連絡先がない場合、あっせんできないことが課題であるが、そのような事案に対応可能な都指定の居住支援法人を紹介している。		

## 都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は 管理する事業を行う管 理業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、 <u>学識経験 者等</u>							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
豊島区 居住支援協議会	2012年7月	都市整備部住宅課 保健福祉部福祉 総務課 保健福祉部障害 福祉課	会員ではないが、登録 団体の7団体が居住支 援法人の認定を受けて いる	(公社)東京都宅地建 物取引業協会豊島区 支部 (公社)全日本不動産 協会豊島文京支部	-	(学識経験者) 日本女子大学家政学部 住居学科教授  (一社)東京都建築士事 務所協会豊島支部  NPO法人としまNPO推進 協議会  (社福)豊島区民社会福 祉協議会共生社会推進・ 事業開発課  株式会社 住宅・都市問 題研究所	(オブザーバー として、定期的 な参加はない が、登録団体 の居住支援団 体、居住支援 法人が参加を することがあ る。)	会則設置	第3条 本会は、前条の目的 を達成するために、次の事 業を行う。 一 豊島区内の空き家・空き 室・空き店舗等の有効活用 による住宅確保要配慮者へ の住まい及び居場所の提供 の促進に関すること。 二 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進及び居住の安定の方 策に関すること。 三 住宅確保要配慮者又は 民間賃貸住宅の賃貸人に対 する情報の提供等の支援に 関すること。 四 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進に関する啓発活動等 住宅市場の環境整備に関 すること。 五 その他目的達成のため に必要な事業。	都市整備部住宅課 保健福祉部福祉総務 課  NPO法人としまNPO推 進協議会  株式会社 住宅・都市 問題研究所	1. 高齢者の居住支援を進める 仕組みづくり 2. 居住支援の包括的なネット ワーク体制の構築 3. 住宅確保要配慮者のニーズ に応じる体制の整備 4. セーフティーネット専用住宅 の供給、としま居住支援バン クの登録促進、入居支援に係 るサービスの周知 5. 普及啓発活動の推進	【設立経緯】 住宅マスタープランの重点 事業として、豊島区内の空き 家等の有効活用による住宅 確保要配慮者への住まい及 び居場所の提供の促進を行 うことを目的に設立された。  【課題】 居住支援バンクの登録が進 んでいない。また、区の事業 と重複している部分が多く、 事業の整理が必要。  【方向性】 区ではできない居住支援協 議会のネットワークを活用 した活動(普及啓発活動や区 内居住支援団体等との連携 促進)を進めていく。	居住支援協議会ではな く、豊島区として住まいに 関する相談窓口を設けて いる。	区役所内福祉総務課に 常設窓口を設置。	HPや広報で周知。	区役所に1箇所。	令和3年4月より、都市整 備部住宅課から保健福 祉部福祉総務課に住宅 相談窓口を移管したこと により、福祉部署と、入居 相談の一体的実施が可 能となった。 また、福祉サービスが必 要と思われる相談者につ いて、より適切な案内が 可能となった。
北区 居住支援協議会	2019年3月	〈会長〉まちづく り部長 〈副会長〉福祉 部長 ・子ども未来部長	-	・(公社)東京都宅地建 物取引業協会北区支 部 ・(公社)全日本不動産 協会東京都本部城北 支部	-	・北区民生委員児童委員 協議会 ・(社福)北区社会福祉協 議会 ・NPO法人 ビアネット北 区 ・NPO法人北区精神障害 者を守る家族会飛鳥会 ・NPO法人学生支援ハウ スようこそ ・(公財)東京都防災・建 築まちづくりセンター	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民 間賃貸住宅の賃貸人に対 する情報の提供等に関する こと。 2 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居 の促進及び居住の安定に 関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居 の促進に関する啓発活動 その他の住宅市場の環境 整備に関すること。 4 その他目的を達成する ために必要な事業	まちづくり部 住宅課	1 住宅確保要配慮者又は民間 賃貸住宅の賃貸人に対する 情報の提供等に関する事 業 2 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居 の促進及び居住の安定に 関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居 の促進に関する啓発活動 その他の住宅市場の環境 整備に関すること。 4 その他目的を達成する ために必要な事業	・需要と供給のバランスを取 りながら、現況を注視し、福 祉部門と連携を図り居住 支援に関する取組を進めて いく必要がある。	-	-	-	-	-
板橋区 居住支援協議会	2013年7月	健康生きがい部 長寿社会推進課 長 おとしり保健福 祉センター長  福祉部 生活支援課課長 障がい政策課長 板橋福祉事務所 長  子ども家庭部 子ども政策課長  都市整備部 都市整備部長 住宅政策課長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会板橋区支 部 (公社)全日本不動産協 会 東京都本部城北支 部	(NPO)日本地主家主 協会 東京都住宅供給公社	(学識経験者) 東洋大学教授  板橋区町会連合会  板橋区民生・児童委員協 議会  (社福)板橋区社会福祉 協議会  (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター  (一社)全国保証機構	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は 民間賃貸住宅の賃貸人に対 する情報の提供等に関する こと 2 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進及び居住の安定方 策に関すること 3 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進に関する啓発活動 等住宅市場の環境整備に 関すること 4 その他目的達成のため に必要な事業	都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係	・総会、実務者会議開催の会長 (学識経験者)謝礼 ・大家セミナー講師謝礼 ・大家セミナーチラシ作製等 ・相談窓口運営のための消耗品 購入、パンフレットの印刷等	立退きや保証人が見つから ない等の理由により、高齢 者等が入居を拒まれたり、居 住を続けていくことが困難な 状況がある等の課題をふまえ 、民間賃貸住宅の有効活用を 図りながら、各種団体の連携 や協働を通じて、高齢者等 の居住の安定・確保を図る。	①住宅政策課に於いて、 高齢者等世帯住宅情報 ネットワーク事業を実施。 区内協力不動産店に物 件の情報提供依頼を 行っている。 ②居住支援協議会窓口 として、住まいの相談窓 口【板橋りんりん住まいる ネット】を設置し、お困り の状況にあった支援 サービス情報の提供を 行っている。	常設の相談窓口を住宅 政策課にて実施	①区のHPに掲載 ②リーフレットを作製し 関係部署に配布 ③関係部署が作製す る冊子への掲載	区内協力不動産店 約150店舗のリストを作 製し、窓口で配布及びH Pに掲載	①必要な支援先の情報 提供の実施 ②協力してくれるオー ナーの開拓 ③居住支援法人との連 携強化

都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

資料6

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は 管理する事業を行う管 理業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経 験者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
練馬区 居住支援協議会	2019年4月	建築・開発担当部長 福祉部長 高齢施策担当部長 障害者施策推進課長 生活福祉課長 高齢者支援課長 環境課長 住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会練馬区支 部  (公社)全日本不動産協 会 東京都本部練馬支 部	-	練馬区介護サービス事業 者連絡協議会  練馬区社会福祉協議会  区立障害者地域生活支 援センター  地域包括支援センター	-	要綱	練馬・開発担当部 住宅課 管理係	(1)住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居促 進施策に関する検討  (2)関係機関の連携に関する 検討	<設立経緯> 設立の30年1月から不動 産団体等と情報交換会を6 回開催し諸課題について協 議を行い、協議会設立に 至った。  <課題> (1)情報提供のみでは自ら 住まいの確保が困難な高齢 者については、成約につな がるよう、伴走型支援をはじ め、より効果的に支援をする ことが必要 (2)情報提供事業へは多くの 申込みがある一方、成約 件数は多くない。高齢者など 住宅確保要配慮者の入居に は、孤独死のリスク等がある ことが理由である。建物所有 者の理解を深めることが必 要。	住宅課	・主に住まい確保支援事 業(空き室物件の情報提 供)への申込手続きの際 に行うほか、随時住宅課 職員が行っている。 ・伴走型支援では、委託 事業者が住まいや生活 の相談等も行っている。	区ホームページへの掲 載ほか、地域包括支援セ ンターなど要配慮者が相 談のために利用する頻 度が高い施設に事業チ ラシを設置している。	住宅課窓口ほか区内4か 所の総合福祉事務所	・本庁舎に来庁を要せず 最寄りの総合福祉事務 所において住まい確保 支援事業の申込が可能 となった。 ・定期的に住まい確保支 援委託事業者との情報 共有の場を設けること で、住宅確保要配慮者 の実情等を把握できてい る。	
足立区 居住支援協議会	2020年12月	副区長 福祉部長 高齢者施策推進 室長 地域包括ケア推進 課長 高齢福祉課長 都市建設部長 建築室長	-	(公社)東京都宅地建 物取引業協会足立区 支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部城東 第一支部	-	足立区介護サービス事業 者連絡協議会 足立区民生・児童委員協 議会 (社福)足立区社会福祉 協議会	-	要綱設置	都市建設部 建築室 住宅課 住宅計画係	(1)住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居促 進施策に関する検討  (2)お部屋さがしサポート事業 内容の検討	【課題】 設立以前から住宅あつせん 事業を行っていたが、住宅 確保要配慮者の民間賃貸 住宅への円滑な入居促進と しては成約率が低く、成果を 表すことができなかった。  【設立経緯】 上記課題を解決するため関 係団体等と連携し、情報共 有や意見を取り入れた施策 を立ち上げるため設立。  【方向性】 まずは相談者が抱えている 問題を把握し、その解決から 入居までの寄り添ったサ ポートを行い、入居後も見守 りや相談等に応じ家主等の 不安解消を目指す。	足立区(住宅部署、福祉 部署)の事業:お部屋さ がしサポート事業	東京都宅地建物取引業 協会、全日本不動産協 会や福祉部署と連携し、 月に2回お部屋さがしサ ポート事業を実施。 令和3年4月12日に不動 産団体、保証会社と足立 区における居住支援の 連携に関する協定を締 結し、住まい探しの相談 できる体制を構築。	区のホームページ・広報 に掲載 案内チラシを窓口や関係 部署に配布	足立区役所中央館 4階住宅課	R3,R4年度と事業を実施 して相談件数256件(R4) と多くの方から問い合わせ や相談をいただいている。 成約件数もお部屋紹 介した約半数が入居して おり、区職員(福祉部と 住宅部)、不動産協会が 頑張ってくれている。 緊急連絡先や初期費用 の確保、残置物問題解 決策の確立。多くのオー ナー、不動産店の理解、 協力を得ること。	
葛飾区 居住支援協議会	2019年6月	都市整備部 調整 課長、住環境整備 課長 地域振興部 危機 管理課長 福祉部 福祉管理 課長、高齢者支援 課長、地域包括ケ ア担当課長、障害 福祉課長 子育て支援部 子 育て支援課長	東京都の指定を受けた 居住支援法人 1法人	(公社)東京都宅地建物 取引業協会葛飾区支 部  (公社)全日本不動産協 会 東京都本部城東第 一支部	-	(社)葛飾区社会福祉協 議会	-	会則設置	都市整備部 住環境整備課	・住み替え相談窓口の設置 ・高齢者向け優良賃貸住宅から 東京さきエール住宅への移行の 検討	住宅確保要配慮者に民間 賃貸住宅への円滑な入居の 促進や、対応する住宅の供 給の促進等に関する事項に ついて協議することで、区 の福祉の向上と豊かで住みや すい地域づくりに貢献する 必要があったため設立	・住み替え相談 ・あんしん民間賃貸住宅 補償料助成 ・家賃債務保証料助成	・常設の住み替え相談窓 口を設置 ・民間賃貸住宅を探す手 助けとして、居住支援法 人と連携	・区のホームページに掲 載 ・広報誌 ・案内チラシを窓口にて 配布	・協力不動産店を募集 し、名簿の作成を予定 (各不動産団体の会員を 対象)	・協力不動産店を募集 し、件数を増やすこと ・助成制度の周知と活用 対象)	

## 都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は 管理する事業を行う管 理業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
江戸川区 居住支援協議会	2018年7月	福祉部 子ども家庭部 健康部	ホームネット(株)	(公社)東京都宅地建物 取引業協会江戸川 区支部  (公社)全日本不動産 協会 東京都本部江戸 川支部	-	(社)江戸川区社会福祉 協議会	-	会則設置	江戸川区 福祉部 福祉推進課	・要配慮者向け賃貸住宅相談会 を年8回実施 ・SN制度普及啓発を目的とし た、賃貸住宅オーナー向けセミ ナーを年1回実施 ・居住支援施策周知を目的とし たパンフレットの作成	・市内、外部団体との連携強 化  ・空き家、空き室の解消  ・住宅確保要配慮者の居住 支援については、設立前か ら、区のそれぞれの部署で 取組みを行ってきたが、庁 内、外部団体と連携し、居住 支援策の拡充を図るため、 居住支援協議会を設立 ・SN制度の周知、啓発	熟年者に親切なお店協 会： (公社)東京都宅地建物 取引業協会江戸川区支 部	協力不動産として「熟年 者に親切なお店」の登録を してもらった。	・区役所窓口での案内 ・宅建江戸川支部HPで の案内	・窓口に関い合わせが あった場合に、お住いの 近所の協力不動産店を 紹介。もしくは一覧を配 布。 ・登録協力不動産店にて 独自マークを店頭に掲示 し住まいの相談ができる 環境を作っている。	・住まい探しに困ってい る高齢者に即案内ができ る。 ・年に1度相談状況の統 計を確認できる。	
八王子市 居住支援協議会	2016年2月	まちなみ整備部長 市民活動推進部 長 福祉部生活福祉 担当部長 まちなみ整備部 住宅政策課長 福祉部 生活自立 支援課長	-	(公社) 東京都宅地建物取引 業協会八王子支部  (公社) 全日本不動産協会東 京都本部多摩南支部	-	(一財) 八王子市まちづくり公社  (社福) 八王子市社会福祉協 議会  八王子市民生委員児童 委員協議会	-	会則設置	八王子市 まちなみ整備部 住宅政策課 居住支援協議会担当	1. 住宅セーフティネット住宅 確保要配慮者向け住宅登録の 促進  住宅確保要配慮者の入居を拒 まない賃貸住宅の登録を普及 拡大する  2. 居住支援協力店の登録及び 公開  協議会の趣旨に賛同し、協議会 及び協議会会員と連携し住宅 確保要配慮者に対し適切な支 援を行う不動産店を「居住支 援協力店」として登録及びホーム ページに公開する。さらに居住 支援協力店ステッカーを登録店 店頭に表示  3. 住宅確保に関する相談対応  ①住宅確保相談会の開催 ②事務局及び居住支援協力店 を窓口とし、相談に訪れた住 宅確保要配慮者に対しセーフ ティネット住宅及び居住支援 サービス等の情報提供及びマッ チングを行う。  ・その他事務	設立経緯 市営住宅の応募倍率が高い 水準で推移していることや、 高齢者人口、障害者人口の 増加、子育て世帯の増加等 の状況があるなかで、市に おいて住宅確保要配慮者に 対して情報提供等支援をし ていく場がなかった。以上の 課題を解決するため、不動 産関係団体等の協力が得ら れたため設立の運びとなっ た。  設立当初の課題 「あんしん住宅」、「居住支援 協力店」の登録数が少ない。	居住支援協議会	1 「居住支援協力店」の 登録： 協議会の趣旨に賛同し、 協議会と連携し住宅確保 要配慮者の相談に応じる 不動産店を「居住支援協 力店」として登録・公開 ※居住支援協力店登録 事業（登録数34店）	市のホームページ、広報 に掲載	居住支援協力店として 登録している不動産店を ホームページで公開する とともに、独自のマークを 店頭に掲げし住まいの相 談がしやすい環境を作っ ている。 また、事務局窓口に関 い合わせがあった場合に おいても、住まいの場所 等の実情に合わせて協 力不動産店を紹介してい る。	1 居住支援協力店の紹 介や居住確保相談会の 開催により、住宅確保 要配慮者の円滑な入居の 相談等が可能となってい る。 引き続き居住支援協力 店を募集、拡大し、より 相談がしやすい環境を 整備する。 2 今後は居住支援法人 や福祉関連の団体等と 連携を図っていく。	
立川市 居住支援協議会	2021年9月	市民生活： 市民生活部長 住宅課長 福祉保健部： 福祉総務課長 地域福祉課長 障害福祉課長 生活福祉課長 高齢福祉課長	(株)こたつ生活介護 (一社)介護グループ ふれあい	(公社)東京都宅地建物 取引業協会立川支部  (公社)全日本不動産協 会東京都本部多摩北 支部	(独法)都市再生機構	(社福)立川市社会福祉 協議会  (一財)高齢者住宅財団	-	会則設置	立川市市民生活部住 宅課	・居住支援協議会運営 ・居住相談窓口「みんなの住 まいサポートたちかわ」による住宅 確保要配慮者の物件探し・同行 支援・居住支援 ・居住支援セミナーの実施 ・普及啓発パンフ・チラシの作成 と配布 ・不動産協力店の確保	・設立前から、住宅確保要 配慮者の支援は市の各部署で 行っていたが、福祉関係部 署や各種団体等と連携し、 支援を行うため、協議会を設 置した。  ・相談者の中には福祉的か つ複合的課題を抱えてお り、住まいを見つけるための 住まい以外の課題解決が必 要な方がいることに加え、そ の課題が多岐にわたってい るため、焦点が絞れないこ とが課題である。  ・住宅確保要配慮者向けの 物件確保(不動産協力店の 確保とセーフティネット専用 住宅の増加)が課題。	居住支援協議会の事業 (市予算)： ・居住相談窓口「みんな の住まいサポートたちか わ」	毎週木曜日(年間50日) の午後に相談窓口(45分 3件分)を市役所に設置	・市のホームページに掲 載 ・広報紙に不定期で掲載 ・案内チラシを市関係課 及び関係団体に設置	・居住相談窓口の相談場 所や日程については、相 談者の状況に合わせて、居住相談 窓口に対応している。 ・市内の登録不動産協力 店16店をホームページで 一覧にして公開してい る。	・市の各部署や不動産店 では対応しきれなかった 案件について、居住相談 窓口につなぐことができ る。 ・不動産協力店と斡旋物 件数をいかに増やしてい くかが課題	



協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は 管理する事業を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
武蔵野市 あんしん住まい推 進協議会	2022年12月	健康福祉部長 子ども家庭部長 都市整備部長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会武蔵野中 央支部  (公社)全日本不動産協 会東京都本部多摩東 支部	-	大妻女子大学社会情報 学部教授  (公財)武蔵野市福祉公 社 (社福)武蔵野市社会福 祉協議会 (社福)武蔵野	-	要綱設置	武蔵野市都市整備部 住宅対策課	・あんしん住まい推進協議会の 運営 ・居住支援にかかる相談窓口の 設置 ・不動産協力店の確保 ・普及啓発パンフレットの作成	従前から賃貸住宅への入居 が困難な高齢者の支援を 行っていたが、住宅マスター プランの重点施策として、関 係団体等と連携し、住宅確 保要配慮者への入居及び 居住支援に取り組むために 設置を検討していた。	武蔵野市(住宅部局)の 事業:あんしん住まい推 進事業  住宅対策課(事務局)が 通常業務の中で住まい 相談を受付	市役所窓口でパンフ レット配架 ・関係部署が作製する冊 子への掲載	窓口に関わらせが あった場合に、協力不動 産店を紹介	・関係団体が連携するこ とで一定の効果があると 考えている。 ・相談者の希望と実際の 市内物件の家賃等の乖 離が課題		
府中市 居住支援協議会	2020年7月	都市整備部(住宅 課、建築指導課)  福祉保健部(地域 福祉推進課、生活 福祉課、高齢者支 援課、介護保険 課、障害者福祉 課)  子ども家庭部 子 育て応援課	・ホームネット(株) ・(一社)ささえる手	(公社)東京都宅地建 物取引業協会府中稲 城支部  (公社)全日本不動産協 会東京都本部多摩中 央支部	-	(社福)府中市社会福祉 協議会  (一社)東京都建築士事 務所協会南部支部  府中市市民委員児童委 員協議会	-	会則設置	府中市都市整備部住 宅課	・住まい相談窓口の設置((社 福)府中市社会福祉協議会) ・不動産事業者協力店の確保 ・セミナー開催	【設立経緯】 ・設立前は市の各部署で住 宅確保要配慮者の居住支 援をしていたが、市内と外部 団体と連携し更なる支援を 行うため居住支援協議会を 設立。 【当初課題】 ・設立当初の令和2年7月か ら、市住宅課に住まい相談 窓口を設置し相談を受けて いたが、相談者の多くが住 宅だけではなく福祉の問題 も抱えており、市住宅課だ けでは対応できない事例が 増えてきた。 そのため、令和4年度から福 祉的知見を有する府中市社 会福祉協議会へ住まい相談 窓口を移した。 【現在の課題】 居住支援に係る住宅部局と 福祉部局の連携強化。	府中市居住支援協議会 の事業:住宅セーフティ ネット住まい相談事業	・常設の相談窓口を府中 市社会福祉協議会に設 置 ・不動産事業者協力店 設置(登録数 27店舗、 令和5年5月1日現在)	・市のホームページに掲 載 ・案内チラシを福祉部 局、地域包括支援セン ター及び地域生活支援 センターに設置	・不動産事業者協力店を ホームページで一覧にし て公開している。 (27店舗)	【効果】 ・社会福祉協議会に窓口 を移したことにより、福祉 的課題も並行して対応す ることができる。 ・居住支援法人・市内の 不動産事業者協力店か ら不動産関連の情報を 得ることができる。 【課題】 ・相談者の希望と実際の 物件の家賃等の乖離が 見受けられる。	
調布市 居住支援協議会	2015年12月	都市整備部:住宅 課長  子ども生活部:子 ども政策課長、子 ども家庭課長  福祉健康部:生活 福祉課長、高齢者 支援室高齢福祉 担当課長、障害福 祉課長	(公財)日本賃貸住宅 管理協会 東京都支部  ホームネット株式会社	(公社)東京都宅地建物 取引業協会  (公社)全日本不動産協 会 東京都本部	東京都住宅供給公社	(社福)調布市社会福祉 協議会  調布市地域包括支援セン ター  調布市市民児童委員協 議会	大妻女子大学 社会情報学部 教授	会則設置	調布市都市整備部住 宅課	・仲介支援料の助成 ・債務保証料の助成 ・入居促進協力の助成 ・調布市すまいぬくもり相談室 (住宅確保要配慮者相談窓口の 開設)第1・第3・第5木曜日、4 組限定 ・居住支援に係る居住支援団体 の講演、活動事例発表等のセ ミナー開催	・当初多摩地区の自治体で は協議会を設置していな かったため、設立に当たり協 議会の実態の把握が困難で あった。 また、設立当初は施策の対 象を高齢者に絞っていた が、協議を進める中で障害 者やひとり親世帯について も一定のニーズがあることが判 明し、担当課との連携が必 要となった。 ・市の基本計画に居住支援 に向けた取組みを進めること を明記しており、住宅マ スタープランの中で居住支援 協議会の設置を明記してい る。また、公営住宅を新築、 増築することは財政上厳し い状況であるため、既存の 民間賃貸住宅への円滑な入 居支援の仕組みの構築が必 要となり、協議会の設置に至 る。	・調布市住宅確保要配 慮者相談窓口設置事業  ・調布市居住支援協議 会協力不動産店制度	・住まいぬくもり相談室 (居住支援協議会構成 員:ホームネット株式 社)の相談員による相談 を事前予約により第1・第 3・第5木曜日、4組限 定で実施 ・住まいぬくもり相談室 において民間賃貸住宅の あつせんを必要とする方 に対して物件の紹介  ・入居を促進する助成事 業(民間賃貸住宅家賃等 債務保証支援事業及び 民間賃貸住宅仲介支援 事業、入居促進協力事 業)の実施	・市のホームページに掲 載(「住まいぬくもり相談 室」のパンフレット、協力 不動産店リスト一覧) ・市役所窓口でパンフ レット配架	・事前予約のうえ、市役 所内相談室で相談対応  ・協力不動産店29店舗 (令和5年5月現在)	・効果:①不動産会社の 高齢者への拒否反応が 薄くなった。②福祉部門 と住宅部門の連携がと りやすくなった。 ・課題:①精神障害者や 緊急連絡先のない方に 対する物件紹介などが、 うまく対応できていない。 ②相談枠がいっぱいで、 相談予約がなかなか取 れない。	

都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は 管理する事業を行う管 理業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
町田市 居住支援協議会	2019年5月	地域福祉部生活 支援課長 地域福祉部障がい 福祉課長 いきいき生活部高 齢者支援課長 子ども生活部子ど も総務課長 都市づくり部住宅 課長	(社福)悠々会	(公社) 東京都宅地建物取引 業協会町田支部  (公社) 全日本不動産協会東 京都本部町田支部	(独法)都市再生機構 東京都住宅供給公社	(社福)町田市社会福祉 協議会  (公社)町田市シルバー人 材センター	-	要領設置	町田市 都市づくり部 住宅課	・居住支援協議会の開催 ・居住支援にかかる相談窓口の 設置	【設立経緯】 ・不動産関係団体、居住支 援関係団体と行政が連携 し、住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居を 促進するために、情報共有 を行うために町田市居住支 援協議会を設立した。  【現在の課題】 ・関係機関との連携 ・福祉部署との連携  【方向性】 ・セミナー等を開催し、事業 の周知及び協力体制構築を はかり、相談者への支援を 円滑に行える体制づくりを行 う。	町田市居住支援協議 会:居住支援相談窓口 事業	常設の窓口を構成員で ある社会福祉法人に設 置	・市のホームページに掲 載 ・案内チラシを市の施設 や構成員の窓口を設置	窓口問合せがあった 場合に、必要に応じて構 成員である不動産団体を 紹介	【効果】 ・住宅の窓口だけでは支 援の繋がりが不十分であ った福祉の支援までカ バーすることができるよ うになった。 ・公営住宅では拾いきれ ない要配慮者の支援が 可能となった。  【課題】 ・不動産事業者等に居住 支援事業の周知や協力 体制が不十分である。	
小金井市 居住支援協議会	2022年4月15日	都市整備部長 地域福祉課長 自立生活支援課 長 高齢福祉担当課 長 地域包括支援セン ター 子育て支援課長 まちづくり推進課 長	-	公益社団法人東京都 宅地建物取引業協会 武蔵野中央支部 公益社団法人全日本 不動産協会東京都本 部多摩中央支部	-	社会福祉法人小金井市 社会福祉協議会	-	会則設置	まちづくり推進課	・相談窓口の委託 ・協力不動産店の確保 ・居住支援を周知・啓発するた めのチラシ作成 ・居住支援を周知・啓発するた めの講演会	住宅に関する相談が増えて いることを受け、令和4年3月 に策定した小金井市住宅マ スタープランの中で居住支 援への取組について施策と して明記し、庁内、庁外の関 係する団体等と話を重ね、 令和4年4月15日に協議会を 設立した。 今後は、不動産関係団体及 び福祉関係団体との連携強 化を図る。	社会福祉法人 社会福 祉協議会	業務委託で実施	チラシ・市報・HP等	1箇所	住居を探している方の相 談対応により、成約に 至った。 今後も福祉関係者との連 携を密にして、住宅確保 要配慮者の居住支援を 推進する。	
日野市 居住支援協議会	2017年3月	健康福祉部長 まちづくり部長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会南多摩支 部  (公社)全日本不動産協 会多摩南支部	(NPO)日本地主家主 協会  (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部	(社福)日野市社会 福祉協議会  日野市地域包括 支援センター代表  学識経験者 東洋大学ライフデザイ ン学部教授	-	会則設置	まちづくり部 都市計画課	・相談窓口の設置 毎週木曜日に要配慮者向け相 談窓口として「あんしん住ま い日野」を設置し、要配慮者の 相談を受け付け、不動産協力店 を通じて転居先の確保を行うこ とや、本人の状況に合わせた生活 支援を行う。 <相談期間> 令和4年4月1日 から令和5年3月31日までの毎 週木曜日(祝日除く) <相談時間> 指定する時間で 1日4回、個別相談を行う。 ・見守り機器設置補助金 ハローライトを設置する不動産 事業者等に対し20千円を上限 に助成を行う。	・住宅に困窮している住宅確 保要配慮者数及び課題の 把握 ・不動産協会及び福祉事業 者との連携方法	居住支援協議会としての 事業	毎週木曜日の午後に関 談窓口を市役所に設置	市のホームページに掲 載  定期的に発行する広報 紙で案内  案内チラシを窓口や構 成員、不動産店に配布し備 え付け  福祉関係者(ケアマネ、 民生委員など)に対して 訪問、説明を実施	原則相談窓口で受け付 け	福祉関係者や不動産事 業者等に相談窓口を開 設している旨の情報を届 けているが、要配慮者に どの程度情報が行き届い ているのか不明。	

## 都内居住支援協議会の状況一覧(令和5年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は 管理する事業を行う管 理業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経 験者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
狛江市 居住支援協議会	2019年5月	福祉政策課長 福祉相談課長 高齢障がい課長 子ども政策課長 まちづくり推進課長	(公財)日本賃貸住宅 管理協会東京都支部	(公社)東京都宅地建物 取引業協会調布狛 江支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部多摩 東支部	(NPO)日本地主家主 協会 (独法)都市再生機構 東京都住宅供給公社	狛江市地域包括支援セン ター 狛江市社会福祉協議会 狛江市民生委員・児童委 員協議会 狛江市町会・自治会連合 会 聖徳大学心理・福祉学部 社会福祉学科准教授 大妻女子大学社会情報 学部 社会情報学科 環境 情報学専攻教授	-	会則設置	狛江市都市建設部 まちづくり推進課  狛江市福祉保健部 福祉政策課	【住まい探しの相談窓口】 毎月第1火曜日に要配慮者向 け相談窓口を設置し、要配慮者 の相談を受け付け、不動産協 力店を通じて転居先の確保を行 うことや、本人の状況に合わせた 相談を行う。 <相談期間> 令和5年度中の 毎月第1火曜日 <相談時間> 毎月第1火曜日 の ①10時から10時30分②10時45 分から11時15分③11時30分 から12時の3回	・住宅確保要配慮者が自力 では適切な住宅を確保する ことが困難であることや、賃 貸人が近隣トラブルや孤独 死などの不安により賃貸物 件に対する入居をためらう場 面が生じている。狛江市に おいては、市・不動産関係 団体・居住支援団体等が連 携し、住宅確保要配慮者及 び民間賃貸住宅の賃貸人の 双方に対し、支援を実施す る組織として住宅セーフティ ネットに基づき設立する運び となった。  ・構成団体の連携のもとで取 組みを協議・調整し、居住支 援の実施につなげることを目 的とする。	住まい探しの相談は、狛 江市居住支援協議会が (NPO)日本地主家主協 会に委託して実施して いる。 事業実施主体は狛江市 居住支援協議会。	業務委託締結先の (NPO)日本地主家主協 会が市役所にて月に1回 の相談を実施(3件)、相 談の事前受付は福祉担 当部署にて行う。	市報に定期的に掲載	相談については、業務委 託締結先の(NPO)日本 地主家主協会が請け 負っており、また、紹介 物件は協会の窓口として 紹介している。	物件の紹介以前の居住 に関する相談が多い。	
多摩市居住支援 協議会	2017年5月	都市整備部長 健康福祉部長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会南多摩 支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部多摩 南支部	(独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社 南支部	(社)多摩市社会福祉 協議会	東京都	会則設置	多摩市 都市整備部 都市計画課  健康福祉部 福祉総 務課	・居住支援相談窓口の運営を、 委託により実施。 ・お部屋探しサポート協力店制 度を実施。登録している協力店 と相談窓口が連携して部屋探 しを実施。 ・家主・不動産事業者・福祉関 係団体・居住支援法人を対象に 住宅セーフティネット制度の普 及啓発、住宅確保要配慮者の 受入れに関する理解を深めるた めのセミナー開催 ・居住支援の必要性や本協議会 の設立や取組み内容などを掲 載した啓発用パンフレットを 作成 ・多摩市社会福祉協議会が実施 する相談事業において、住宅確 保要配慮者の希望がある場合 に、不動産管理関係団体等より 相談員を派遣する。	【設立経緯】 ・第三次住宅マスタープラン にて、ストックを活用した住 替え支援として、(仮称)住 替え・居住支援協議会設立 が重点施策として位置づけ られた。また、住宅セーフ ティネット法による住宅確保 要配慮者への配慮が必須で あることから、居住支援協 会の機能と併せることとな った。 令和3年度より会則制の任意 団体に移行した。 【当初課題】 ・準備会で協議された会則 及び要綱の整理 ・住替え支援の具体的内 容 ・住替えと居住支援の考え 方の整理。 ・今後の事務局運営につ いて、事務局は市が担当し、 将来的に協議会を任意の団 体へ移行又は引き続き市の 設置機関として事業運営す るか協議会の検討事項とし た。 【現在の課題】 ・各業界からの会への参加 ・必要な事業の選定	居住支援協議会(市予 算)	駅前施設内に常設。 必要に応じて生活困窮 者自立支援事業の相談 窓口と連携し、総合的な 支援を実施。	市広報紙に定期掲載。 市ホームページに掲載。	常設の窓口のほか、社会 福祉協議会が実施する 福祉相談の場に、希望 により相談員を派遣す る。	生活困窮者自立支援事 業の窓口に併設し、同じ 事業者に委託しているの で、生活支援と入居支援 を総合的に行っている。	
西東京市 居住支援協議会	令和2年7月	まちづくり部住宅 課 総務部 危機管理課 健康福祉部 地域共生課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援課 生活文化スポーツ 部 文化振興課 協働コミュニティ 課	ホームネット株式会社 一般社団法人ささえる 手	(公社)東京都宅地建物 取引業協会北多摩支 部 (公社)全日本不動産協 会東京都本部多摩北 支部	一般社団法人全国保 証機構	東洋大学ライフデザイ ン学部教授  (社)西東京市社会福祉 協議会		要綱設置	西東京市まちづくり部 住宅課	・居住支援協議会運営 ・住宅確保要配慮者の物件探 し・同行支援・居住支援・家主交 渉 ・居住支援セミナーの実施 ・居住支援に係る普及啓発活動 ・住宅確保要配慮者への助成金 交付 ・専用住宅への家賃低廉化補 助、住宅改修費の助成金交付	【設立経緯】 住宅だけの問題に留まら ず、日常の生活支援も必要 とする世帯が多く存在する ことから、住宅の確保と生活サ ポートを複合的に網羅するこ とができる組織の必要性 を認識し、様々な団体等と情 報連携等を行う居住支援協 議会を設置した。 【現在の課題】 精神障害者の住宅探しは、 受け入れ先の住宅を探すの に苦慮している。 身寄りのない単身高齢者の 緊急連絡先を確保できない 人がいる。	西東京市まちづくり部 住宅課	住宅探しの申請時等に 職員が事情等を聞き取り します。(都営住宅の相 談も含む)	日を決めて実施するわけ ではない(常設)。 チラシ・市報・HP	1箇所(住宅課のみ)	相談を受け、健康福祉部 等と連携するべきと判断 した場合は、関係部署へ 連絡し相談しながら進め る。 健康福祉部とまちづくり 部が別庁舎になるため、 市民に移動をお願いす ることがある。(バス利用) 各相談窓口が近くにある ことが望ましい。	